

海老名市養育費に関する公正証書作成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費に関する公正証書の作成に係る経費を補助することで、養育費の支払いに関する取決めの促進を図ることを目的として、予算の範囲内において養育費に関する公正証書作成支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、申請時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 海老名市内に居住するひとり親（配偶者のない者であって、現に養育費の取決めの対象となる児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）
- (2) 児童扶養手当の支給を受けている者又は児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあると市長が認める者
- (3) 養育費に関する公正証書の作成経費を負担している者
- (4) 養育費の取決めに関する債務名義を有している者
- (5) 過去に同一の内容の養育費に係る債務名義について、この要綱に規定する補助金及びこの要綱に規定する補助金と同様の趣旨の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けていない者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費に関する公正証書の作成経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に規定する手数料
- (2) 公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得に係る費用
- (3) 公証役場に提出する郵便切手に係る費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、40,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、公正証書を作成した日の翌日から起算して1年以内に、海老名市養育費に関する公正証書作成支援補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 次に掲げるいずれかの書類

ア 申請者に係る児童扶養手当証書の写し

イ 申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得証明書

(2) 申請者の住所に居住する者全員の住民票の写し及び戸籍謄本

(3) 補助対象経費の領収書の写し

(4) 債務名義であって養育費の取決めを交わした公正証書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に掲げる書類を本市が保有する公簿等により確認することができるときは、その書類の添付を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項による申請があったときは、その内容について速やかに審査を行い、交付の可否を決定し、海老名市養育費に関する公正証書作成支援補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請の取下げをすることができる期日は、交付の決定を受けた日から20日以内とする。

(変更の届出)

第8条 申請者は、住所又は氏名を変更したときは、速やかに文書をもって市長に届け出るものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定を行った場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付請求及び補助金の交付)

第10条 第6条の規定による通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに海老名市養育費に関する公正証書作成支援補助金交付請求書(第3号様式)に振込先口座が確認できる資料を添付し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。